

# 新生「会社法」で株主総会 はどう変わる？

制度調査部  
横山 淳

## 会社法制現代化要綱より - 6

### 【要約】

平成17年に制定される予定の「会社法」では、株主総会についてもいくつかの改正が予定されている。

主なものを挙げると「株主総会の招集地に関する制限の廃止」、「書面投票制度が義務付けられる会社の範囲の拡大」、「書面投票制度と電子投票制度の関係の整理」などである。

ここでは、Q & A形式で、簡単な解説をする。

### 【目次】

- Q 1 2005年に制定される「会社法」での、株主総会に関する改正事項はどのようなものがあるのか？
- Q 2 現行法の下での有限会社に相当する会社も、普通の会社と同様の株主総会の規制に服するのか？
- Q 3 株主総会の招集地はどこでもよくなるのか？
- Q 4 株主総会の招集地の制限がなくなれば、サイバー総会も可能になるのか？
- Q 5 大会社以外の会社は、書面投票制度は義務付けられていない。だから、書面投票制度に関する改正は、大会社以外には関係ないのではないのか？
- Q 6 書面投票制度が義務付けられている会社も、電子投票制度を導入すれば、議決権行使のための書面はいらなくなるのか？
- Q 7 現行法では、電子投票制度を導入すると、理論上、総会前日の真夜中まで権利行使を受け付けなければならず大変だ。新生「会社法」では何とかならないのか？

### はじめに

今年の通常国会に、現在の商法等を大幅に改正する「会社法（仮称）」の法案が提出される予定である。

まだ法案は公表されていないが、すでにその大枠が決まっている。2004年12月8日に法務省の法制審議会「会社法（現代化関係）部会」で決定した、「会社法制の現代化に関する要綱案」（以下、「要綱案」）<sup>1</sup>及び2005年2月9日に法務省の法制審議会総会で決定された「会社法制の現代化に関する要綱」（以下、「要綱」）<sup>2</sup>がそれである。

<sup>1</sup> 「要綱案」全体の概要については、堀内勇世・横山淳「会社法の概要決まる～平成17年商法改正について～」(2004年12月9日DIR制度調査部情報)を参照。

<sup>2</sup> なお、「要綱」と「要綱案」には若干の違いはあるものの、ほとんど内容は同一である。

本稿では「要綱」のうち「株主総会」に関する部分について、制度調査部に寄せられた質問などを基にQ & A形式で解説を行う。

**Q 1 2005 年に制定される「会社法」での、株主総会に関する改正事項はどのようなものがあるのか？**

**A 1** 主なものを挙げると次のようになる。

株主総会の招集地に関する制限を撤廃

書面投票制度の義務付けの範囲を拡大（大会社以外も対象に）

書面投票制度と電子投票制度の関係を整理

「要綱」での、一般の株式会社の「株主総会」に関する改正事項をまとめると次のようになる（第3機関関係 2）。

項目	概要	参照条文（現行法）
株主提案権	株主提案権の行使期限を定款で短縮可能とする。	商 233 / 2
招集地	招集地の制限を廃止	商 233
総会検査役	会社自身からも総会検査役の選任請求可能。 総会検査役の調査結果報告を受けた裁判所は、必要があると認めるときは、総会招集命令のほか、調査結果の総株主への通知を命じることができる。 業務財産調査検査役についても上記と同様とする。	商 237 / 2 商 294
書面投票・電子投票	書面投票が義務付けられている会社は、招集通知の電子受領を承諾している株主には、議決権行使書面を交付しなくてもよい（電子投票の機会が確保されていればよい）。 前記の場合でも、株主から請求があれば議決権行使書面を交付しなければならない。 電子投票等の受付期間等の取扱いを会社が予め定めることができる 大会社以外の会社でも、議決権を有する株主数が1,000人以上の会社は書面投票制度が義務付けられる。	商 239 / 2 商 239 / 3 商法特例法 21 の 3

（出所）大和総研制度調査部作成

**Q 2 現行法の下での有限会社に相当する会社も、普通の会社と同様の株主総会の規制に服するのか？**

**A 2** 「取締役会を設置しない株式会社」（有限会社に相当）には、現行の有限会社の社員総会を基に簡便化された特例が認められる。

「要綱」では、現行法の有限会社に相当する会社類型として「取締役会を設置しない株式会社」

が規定されている。

そうした「取締役会を設置しない株式会社」の株主総会については、その閉鎖性や小規模性を考慮して、現行法の有限会社の社員総会などを基に、次のように簡便化された特例が設けられる。

項目	取締役会を設置しない株式会社	一般の株式会社（参考）
株主総会の決議事項	範囲に制限なし	法律・定款で定めのある事項のみ
株主総会の 招集通知	通知期限	1週間前までに発する(定款による短縮可)
	通知方法	書面又は電磁的記録によらないことができる
	記載事項	会議の目的事項の記載は不要
	添付書類	計算書類・監査報告書の添付は不要
議題提案権	単独株主権	少数株主権
議決権の不統一行使	事前通知は不要	事前通知は必要

(出所) 大和総研制度調査部作成

### Q 3 株主総会の招集地はどこでもよくなるのか？

A 3 新生「会社法」では、株主総会の招集地を、原則、本店所在地又はその隣接地とする規制は撤廃される。とはいえ、自ずと限度というものはあるだろう。

現行商法では、株主総会の招集地について、定款に別段の定めがある場合を除き「本店ノ所在地又ハ之ニ隣接スル地」と定められている（現行商法 233）。そのため、定款に招集地を定めない限り、株主総会は本店所在地周辺でしか開催できないこととなる。

不特定多数の投資家が投資の対象とする大規模な上場会社の場合、株主も地理的に広く分散しているケースも多い。そうした場合、会社の本店の所在地によっては、多くの株主にとって交通の便が悪く、株主総会に参加するのに多大な時間と労力が必要となる。

そこで「要綱」は、株主総会の招集地を、原則、本店所在地又はその隣接地とする現行法上の規制は撤廃するとしている（第3機関関係 2(3)）。

なお、規制が撤廃されたからといって、自ずと限度というものはあるだろう。

株主総会の招集地に関する制限が廃止された趣旨は、株主の交通の利便性を高め、株主総会への参加を容易にする点にある。従って、招集地の制限が廃止されたからといって、特定の株主の議決権行使を妨げることを意図したような招集地の設定（極端な例としては、絶海の孤島で開催し、経営陣に友好的な株主のみチャーター便で送迎するなど）は許されないものと考えられる。

**Q 4 株主総会の招集地の制限がなくなれば、サイバー総会も可能になるのか？**

A 4 「要綱」では、明らかにされていない。今後、更なる議論が必要とされよう。

Q & A 3で説明したように、株主総会の招集地の制限は撤廃される。しかし、それによって、サイバー空間を株主総会の招集地とすること、つまり、ネット株主総会を行うことは可能か、という点は「要綱」でも明確にされていない。

賛成論の立場に立てば、現行商法でも、議決権を有する全ての株主が書面（又は電磁的記録）により提案に同意した場合には、株主総会自体の開催を省略する（正確には、その提案を可決する総会決議があったものとみなす、いわゆる書面決議制度）ことが認められている（現行商法 253）。こうした制度が認められている以上、理論上は、少なくとも全株主の同意があれば、サイバー空間での「ヴァーチャル」な株主総会の開催を否定する理由はない、ということになるだろう。

他方、反対論の立場に立てば、あくまで株主と経営者、あるいは株主同士がフェイス・トゥ・フェイスでの「会議」を行うことに意義がある。従って、株主が株主総会に参加するための利便性を図るために様々な創意工夫を行うことは構わないが、あくまでフェイス・トゥ・フェイスでの「会議」が「リアル」に存在することが前提だ、ということになるろう。

今後、更に議論が進められることが期待される。

**Q 5 大会社以外の会社は、書面投票制度は義務付けられていない。だから、書面投票制度に関する改正は、大会社以外には関係ないのではないのか？**

A 5 新生「会社法」では、大会社以外の会社であっても、株主数が1,000人以上であれば、書面投票制度が義務付けられる。今後は、無関係とは言えない。

現行法（商法特例法 21 の 2、3）では書面投票制度は、議決権を有する株主数1,000人以上の会社のうち、大会社（資本金5億円以上又は負債総額200億円以上）にしか義務付けられていない。

「要綱」では、大会社以外の会社であっても議決権を有する株主が1,000人以上であれば、全て書面投票制度が義務付けられることとなる（第3機関関係 2(5)）。

株主が分散している以上、株主の議決権行使機会を確保する必要があることには、会社の規模の大小を問わない、ということだろう。

**Q 6 書面投票制度が義務付けられている会社も、電子投票制度を導入すれば、議決権行使のための書面はいらなくなるのか？**

A 6 議決権行使のための書面は必要である。  
ただし、株主総会招集通知の電子送付に同意してもらっている株主には、電子投票の機会さえ

確保してあれば、議決権行使のための書面を（請求がない限り）送付する必要はなくなる。

現行法（商法特例法 21 の 2、3）では、書面投票制度が義務付けられている会社は、全ての株主に対して書面投票ができるように議決権行使書面を送付しなければならない。これは、その会社が電子投票制度を採用しているか否かに関係ない。

その結果、次のような問題が生じている。書面投票制度を義務付けられている会社も、招集通知ならば、株主が承諾すれば「書面」でなく「電子媒体」で送信することができる（現行商法 232 ）。

更に、招集通知を「電子媒体」で受領することを承諾している株主には、議決権行使を行うための判断材料となる参考書類も「書面」でなく「電子媒体」で送信することができる（現行商法特例法 21 の 2 ）。

ところが、書面投票を行うための議決権行使書面だけは必ず「書面」で交付しなければならない。そのため、議決権行使を電子投票で行うことを希望する株主であっても、会社は、必ず、書面投票のための議決権行使書面を「書面」の形で郵送しなければならない。

つまり、折角、電子投票制度を導入しても、書面投票制度が会社に義務付けられている限り、IT化によるコスト削減効果が十分得られないこととなる。

「要綱」では、招集通知を「電子媒体」で受領することを承諾している株主に対しては、電子投票を行う機会さえ確保してあれば、書面投票のための議決権行使「書面」を送付しなくてもよいとされている（第 3 機関関係 2(5) イ）。その結果、現行法のこうした問題は解消されることとなる。

ただし、株主から改めて請求があれば、議決権行使書面を送付する必要がある（第 3 機関関係 2(5) ロ）。これは、例えば、電子投票を行うつもりでいたもののコンピュータ等の不調で電子投票ができなくなった株主にも書面投票の機会を確保する趣旨と言えるだろう

**Q 7 現行法では、電子投票制度を導入すると、理論上、総会前日の真夜中まで権利行使を受け付けなければならず大変だ。新生「会社法」では何とかならないのか？**

**A 7** 新生「会社法」では、議決権行使の受付期間を、予め、合理的な範囲で会社が決めておくことができる。

電子投票と書面投票が重複した場合の取扱いについても同様である。

現行法では、書面投票及び電子投票は総会の会日の前日までに行うことが求められている（現行商法 239 / 2 、同 239 / 3 ）。書面投票であれば、一般に郵送で行われることから、比較的問題は少ない。しかし、ウェブサイトを使った電子投票の場合、理論上は前日の 23 時 59 分 59 秒……までは権利行使が行われる可能性がある。そのため、総会前日の真夜中まで権利行使を受け付け、その後、当日早朝まで集計作業に追われる電子投票制度は、負担が重いとの指摘が実務界から行われていた。

「要綱」では、議決権行使を受け付けるべき期間について、会社が予め合理的な定めを設ける

ことができるものとされている（第 3 機関関係 2(5) 八）。その結果、例えば、「前日の営業時間の終了まで」といった制限を合理的な範囲で設けることが可能となる。

もちろん、こうした制限を設ける場合には、その内容を議決権行使書面等に記載して、予め株主に周知しておかなければならないことは言うまでもない。

なお、電子投票と書面投票が重複して行われた場合に、どちらの議決権行使を有効なものとして取り扱うかということについても、同様に、会社が予め定め得ることとされている（第 3 機関関係 2(5) 八）。